

山梨県公報

第五百二十六号

令和六年

十二月十六日

月 曜 日

目次

告示

○道路の区域変更……………四六七

公告

○公共測量の実施……………四六七

選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権 ……四六七
を有する者の一定数

○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解 ……四六七
職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数

○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 ……四六八

告示

山梨県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和七年一月六日まで一般の縦覧に供する。

令和六年十二月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 道路の種類 県道

二 路線名 市川三郷身延線

三 道路の区域

区間	旧新 の別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南巨摩郡身延町帯金字塩之澤二三三四番三 地先から	旧	八・四〇	六〇・八
		九・一	

南巨摩郡身延町帯金字塩之澤二三三三番三
地先まで

新

八・四〇

六〇・八

八・四〇

一九・二

六三・五

公告

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府地方事務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十二月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 測量の種類 公共測量（不動産登記法第十四条第一項地図作成における基準点測量）

二 測量の地域 山梨県中央市山之神北地区（中央市山之神の一部）

三 測量の期間 令和六年十二月十日から令和七年二月二十八日まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和六年十二月十六日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小 宮 山 博

一三、四八三

山梨県選挙管理委員会告示第五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及

び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十六条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年十二月十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

一七九、〇二〇

山梨県選挙管理委員会告示第五十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年十二月十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

選挙区名 三分の一の数

西八代郡・南巨摩郡 一三、四七〇

中巨摩郡 五、五五四

南都留郡 一二、八八九

甲府市 五〇、八二五

富士吉田市 一三、一四五

都留市・西桂町 九、二六二

山梨市 九、三八〇

大月市 六、四〇五

韮崎市 七、九三九

南アルプス市 一九、七八七

北杜市 一三、一九七
甲斐市 二〇、九四二
笛吹市 一八、七五四
上野原市・北都留郡 六、六〇八
甲州市 八、四三九
中央市 八、一一五